

≫児童虐待に気づいたら…≪



●もしや虐待では・・・という疑いを持ったとき

児童虐待は、家庭という密室で起きるため、虐待を見つけることは大変困難になります。

しかし、虐待を受けているこどもは、何らかのSOSのサインを出していることがあります。こうしたサインに気づいたら、児童相談所や子育て支援課に相談（通告）しましょう。

通告は、こどもを守り、虐待をする保護者を救うことになります。

体罰は法律で禁じられています。



児童虐待全国共通ダイヤル

『189』

平日の日中は川越児童相談所 049-223-4152
またはこども家庭センター(81-5709)で受け付けます。

また、埼玉県では早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を24時間365日受け付けています。

埼玉県虐待通報ダイヤル

『#7171』



24時間365日受付・対応します。

ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSの場合は
0120-80-7171

どちらもつながらない場合は048-762-7533（有料）

※詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html)

1. 身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外へ閉め出すなど。

2. 心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱いなど。こどもの目の前で行われる家庭内暴力（DV）も心理的虐待に含まれます。

3. ネグレクト

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

4. 性的虐待

こどもへの性交、性的行為の強要、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写体などにこどもを強要するなど。

≫ドメスティック・バイオレンス（DV）《

暴力は「犯罪」です。夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。DVは許されない行為ですので、ひとりで悩んだり、我慢しないで相談してみましょう。

1. 身体に対する暴力

なぐる、ける、物を投げつける、刃物をふりまわすなど

2. 精神的暴力

「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などの暴言、交友関係を細かく監視する、大切にしている物を壊す、無視するなど

3. 性的暴力

望まない性的な行為の強要、避妊に協力しないなど

4. こどもを利用した暴力

こどもを取り上げたり、こどもへの加害行為をほのめかすなど

5. 経済的暴力

生活費を渡さなかったり、仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

◆DVに関する相談窓口◆

名称	相談	電話
吉見町役場 自治財政課 人権政策室 相談係	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	54-1515
With You さいたま	月～水・金・土 9：30～20：30 日・祝日 9：30～17：00 （木曜日・年末年始を除く）	048-600-3700
埼玉県女性・DV チャット相談 「たまチャ」	日・水・金（年末年始を除く） 15：00～21：00 https://saitama.sodan.chat/	
西部福祉事務所 地域福祉担当	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00 坂戸市石井2327-1	049-283-6780
東松山警察署 生活安全課	緊急の時は迷わず110番におかけください。 東松山市上野本1117-1	25-0110 緊急の場合110